



平成 18 年 9 月 8 日

日本原子力発電株式会社

## 東海発電所 「クリアランス制度」対象物に係る放射能濃度の 測定及び評価方法の認可について

当社は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、平成 18 年 6 月 2 日に認可申請 を行なった、東海発電所の「クリアランス制度」\*対象物に係る放射能濃度の測定及び評価方法について、本日、経済産業大臣より認可されましたのでお知らせいたします。

今後、本日認可された方法に基づき、「クリアランス制度」対象物の測定及び評価を行ない、対象物と判断したものについて、経済産業大臣に確認申請を行うこととなります。

\* : 原子力発電所の廃止措置や運転・保守に伴って、発生する廃材の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視でき、「放射性物質として扱う必要がないもの」と法令上定められているものも含まれている。これらを測定・評価し、基準値以下であることを確認したものをリサイクルしたり、処分することができる制度を「クリアランス制度」と呼ぶ。

以 上